

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

(第 221 回国会提出)

地方税法第 7 5 8 条第 2 項の規定に基づき、この報告書を国会に提出する。

目 次

はじめに

	頁
地方税における税負担軽減措置等の適用状況の概要	1
税負担軽減措置等の適用額及び租税特別措置ごとの影響額の状況	3
1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況	4
（1）法人住民税	5
（2）個人事業税	6
（3）法人事業税	7
（4）不動産取得税	11
（5）ゴルフ場利用税	16
（6）軽油引取税	17
（7）自動車税	18
（8）鉱区税	20
（9）狩猟税	21
（10）固定資産税	22
（11）軽自動車税	37
（12）事業所税	38
（13）都市計画税	42
2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税又は特別法人事業税）の状況	46

＜注記事項＞

適用額については、次のとおりである。

- （１） 適用額の種類は、税負担軽減措置等の内容によって異なる。例えば、税額控除及び税額を上乗せする特例については「税額」、課税標準の特例については「課税標準（ ）」と表記し、（ ）には、所得、資本金等の額、固定資産の価格などの課税標準の内容を記載している。
- （２） 適用額の総額は、税額控除の特例については税額控除の総額、税額を上乗せする特例については上乗せした税額の総額、課税標準の特例については課税標準から控除した総額を記載している。

例①：課税標準が所得の場合は、控除した所得総額を記載

例②：課税標準が事業所床面積の場合は、控除した床面積（㎡）を記載

はじめに

この報告書は、令和 6 年度の地方税の税負担軽減措置等の適用状況及び国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける地方税の税負担軽減措置等の状況についてまとめたものである。

令和 6 年度の地方税の税負担軽減措置等の適用状況については、以下の調査結果をまとめたものである。

- ・ 総務大臣が行った地方税の賦課徴収の状況に関する調査の結果
(「道府県税の課税状況等に関する調」、「市町村税課税状況等の調」、「自動車税（種別割）のグリーン化に関する調」、「市町村交付金及び都市計画税に関する調」)
- ・ 法第 389 条第 1 項の規定により総務大臣が決定した同項に規定する価格等に基づき算定した法第 757 条第 3 号に規定する適用額を集計したもの
(「総務大臣が決定した償却資産の価格等に基づき算定した適用額の集計」)
- ・ 法第 422 条の規定による概要調書に記載された事項
(「固定資産の価格等の概要調書」)
- ・ 法第 743 条第 3 項の規定による概要調書に記載された事項
(「大規模の償却資産に関する概要調書」)
- ・ 総務大臣が行った固定資産税の賦課徴収の状況に関する調査の結果
(「道府県知事が価格等を決定し、配分した償却資産に関する調」)

また、国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける地方税の税負担軽減措置等については、「適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税又は特別法人事業税）」としてまとめ、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成 22 年法律第 8 号）第 6 条第 1 項に規定する適用実態調査情報に基づき、推計したものである。

地方税における税負担軽減措置等の適用状況の概要

○種類ごとの税負担軽減措置等の数及び適用額の総額の状況

令和6年度分として把握した種類ごとの税負担軽減措置等の数は241であり、適用額の総額は以下のとおりである。

税 目	種 類	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)
法人住民税	税額	1	57億円	1	99億円	1	119億円
個人事業税	課税標準 (所得)	1	12,138億円	1	12,617億円	1	12,077億円
法人事業税	課税標準 (付加価値額)	1	5,336億円	1	10,168億円	1	13,818億円
	課税標準 (資本金等の額)	9	17,853億円	10	17,989億円	10	18,154億円
	課税標準 (所得)	1	11,569億円	1	9,218億円	1	5,108億円
	課税標準 (収入金額)	8	41,219億円	8	53,560億円	9	51,437億円
	税額	3	94億円	3	105億円	3	112億円
不動産取得税	課税標準 (不動産の価格)	29	84,283億円	29	83,698億円	29	88,247億円
	税額	11	962億円	11	1,004億円	11	1,071億円
ゴルフ場利用税	税額	1	0.0億円	1	0.0億円	1	0.0億円
軽油引取税	税額	3	772億円	4	768億円	4	750億円

税 目	種 類	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		税負担軽減 措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減 措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減 措置等の数	適用額の総額(注1)
自動車税	課税標準 (自動車の取得価額)	2	60億円	2	139億円	2	125億円
	税額	4	10億円	4	15億円	5	18億円
鉱区税	税額	1	0.5億円	1	0.5億円	1	0.5億円
狩猟税	税額	5	9億円	5	9億円	5	9億円
固定資産税	課税標準 (固定資産の価格)	78	58,175億円	80	57,534億円	80	57,837億円
	税額	13	1,365億円	14	1,371億円	14	1,359億円
軽自動車税	税額	2	0.1億円	2	3億円	2	3億円
事業所税	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	26	5,187万㎡ 〔311億円〕(注2)	26	5,412万㎡ 〔325億円〕(注2)	26	5,370万㎡ 〔322億円〕(注2)
	課税標準 (従業者給与総額)	(11) (注3)	5,613億円	(11) (注3)	5,802億円	(11) (注3)	6,095億円
都市計画税	課税標準 (固定資産の価格)	33	5,177億円	34	4,955億円	34	5,150億円
	税額	1	0.0億円	1	0.0億円	1	0.0億円

(注1) 適用額の総額は、1 億円未満は四捨五入している。

ただし、適用額の総額が1 億円に満たない場合は0.1 億円未満を四捨五入している。

また、税負担を増加させる措置又は特例については、適用額の総額に含まない。

(注2) 〔 〕内の数値は、課税標準（事業所床面積 (㎡)）に600 円／㎡の税率を乗じたものである。

(注3) 上段の税負担軽減措置等と同一の条文で規定しており、総数（令和6年度は241）には含まない。

税負担軽減措置等の適用額及び租税特別措置ごとの影響額の状況

地方税における税負担軽減措置等に該当する措置、特例ごとの適用額の総額の状況、適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額の状況は、次のとおりである。

1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況

この表は、地方税における税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況について掲載したものである。

[備考]

1. 根拠条文、税負担軽減措置等に該当する措置又は特例の名称及び概要は、いずれも令和7年3月31日現在のものである。ただし、改正により同年4月1日以後適用される措置については、その改正内容を記載している。
2. 適用期限は、令和7年4月1日現在のものであり、同日前に廃止された制度については、その旨を記載している。

(1) 法人住民税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附	8条の2	2	地方創生応援税制	法人税について青色申告書を提出する法人が、認定地方公共団体に対し認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、その40%を法人税割額から控除（当期の法人税割額の20%を限度）する。	R10.3.31	税額	5,657,885	9,915,557 (注)	11,911,640

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」、「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

(注) 修正報告を反映。

(2) 個人事業税

根拠条文				措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号						令和4年度	令和5年度	令和6年度
72条の49の12	1			社会保険診療報酬の収入・経費不算入措置	医業等を行う個人については、社会保険診療につき支払を受けた金額は総収入金額に算入せず、社会保険診療に係る経費は必要経費に算入しない。	なし	課税標準 (所得)	1,213,841,302	1,261,671,982	1,207,675,113

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

(3) 法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
72条の23	2		社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置	医療法人等については、社会保険診療につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療に係る経費は損金の額に算入しない。	なし	課税標準 (所得)	1,156,924,773	921,771,335	510,839,177
72条の24の7	7	十	医療法人に係る税率の特例措置	所得のうち年400万円を超える金額については4.9%の軽減税率を適用する。	なし	税額	5,740,448	4,463,849	3,744,687
附9条	1		JR北海道・四国に係る資本割の特例措置	課税標準である資本金等の額を、資本金の額に2を乗じて得た額とする。	R11.3.31	課税標準 (資本金等の額)	311,096,713	326,298,796	326,298,796
附9条	2		承継銀行等に係る資本割の特例措置	課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額（20億円）とする。	R11.3.31	課税標準 (資本金等の額)	10,000,000	10,000,000	10,000,000
附9条	3		銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	課税標準である資本金等の額を、10億円とする。	R8.3.31	課税標準 (資本金等の額)	27,480,679	27,480,679	27,480,679
附9条	4		新関西国際空港株式会社等に係る資本割の特例措置	課税標準の算定について、資本金等の額からその5/6を控除する。	R11.3.31	課税標準 (資本金等の額)	1,140,225,467	1,140,225,467	1,140,225,467
附9条	5		中部国際空港株式会社に係る資本割の特例措置	課税標準の算定について、資本金等の額からその2/3を控除する。	R11.3.31	課税標準 (資本金等の額)	55,778,667	55,778,667	55,778,667
附9条	6		特定鉄道事業者に係る資本割の特例措置	課税標準の算定について、資本金等の額からその2/3を控除する。	R11.3.31	課税標準 (資本金等の額)	123,344,200	123,344,200	123,344,200
附9条	7		東京湾横断道路株式会社に係る資本割の特例措置	課税標準の算定について、資本金等の額に総資産のうち建設未収金に相当する割合を乗じた額を、資本金等の額から控除する。	R11.3.31	課税標準 (資本金等の額)	88,257,970	87,633,449	87,114,067

(3) 法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 9 条	8		電気供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置	次に掲げる金額を課税標準である収入金額から控除する。 (1)収入金額課税の対象となる他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気供給を行う法人が当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額 (2)発電事業者が一般送配電事業者等に託送供給の料金として支払うべき金額（これに相当する額を含む）に相当する収入金額 (3)特定送配電事業者が一般送配電事業者に託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額 (4)配電事業者が一般送配電事業者に支払うべき定期支払額に相当する収入金額 (5)一般送配電事業者が配電事業者に支払うべき定期支払額に相当する収入金額	R8.3.31	課税標準 (収入金額)	3,299,339,988	3,596,395,070	3,823,727,315
附 9 条	9		生命保険業に係る収入割の特例措置	心身障害者扶養共済の加入者を被保険者として独立行政法人福祉医療機構と生命保険契約を締結した生命保険会社等について、同契約に基づく収入保険料を、課税標準である収入金額から控除する。	当分の間	課税標準 (収入金額)	4,464,207	5,242,631	4,521,663
附 9 条	10		ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置	収入金額課税の対象となる他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガス供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、課税標準である収入金額から控除する。	R10.3.31	課税標準 (収入金額)	47,235,437	451,291,146	484,152,920
附 9 条	11		地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置	課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額（20億円）とする。	R11.3.31	課税標準 (資本金等の額)	11,103,800	11,103,800	11,103,800
附 9 条	13 ～ 16		給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の特例措置	法人税における給与等の支給額が増加した場合の税額控除と同様の要件を満たす法人について、控除対象雇用者給与等支給増加額を、課税標準である付加価値額から控除する。	R9.3.31	課税標準 (付加価値額)	533,646,975	1,016,792,625	1,381,840,167

(3) 法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7. 3. 31現在)	適用期限 (R7. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 9 条	17		民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置	事業年度の区分に応じ次に掲げる金額を課税標準である資本金等の額からそれぞれ控除する。 (1)令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金等の額に17／20を乗じて得た金額 (2)令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金等の額に4／5を乗じて得た金額 (3)令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金等の額に7／10を乗じて得た金額 (4)令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金等の額に3／5を乗じて得た金額 (5)令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金等の額に1／2を乗じて得た金額	R9. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	18, 000, 000	17, 000, 000	16, 000, 000
附 9 条	18		廃炉等実施認定事業者に係る廃炉等積立金に相当する交付金額を控除する収入割の特例措置	小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する金額として交付を受ける金額に相当する収入金額を、課税標準である収入金額から控除する。	R9. 3. 31	課税標準 (収入金額)	122, 113, 267	121, 291, 852	124, 269, 214
附 9 条	19		(一社)日本卸電力取引所における自己約定取引に係る収入金額を控除する収入割の特例措置	電気供給業を行う法人について、卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、課税標準である収入金額から控除する。	R9. 3. 31	課税標準 (収入金額)	423, 266, 600	594, 554, 689	138, 826, 406
附 9 条	20		電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引に係る収入金額を控除する収入割の特例措置	分社化に伴いグループ会社となった電気事業者について、当該電気事業者の間の取引に係る収入金額のうち、事前に経済産業大臣の承認を受けた取引を行う場合において当該取引の料金として支払うべき金額に相当する金額を、課税標準である収入金額から控除する。	R11. 3. 31	課税標準 (収入金額)	167, 594, 576	515, 568, 871	490, 829, 140
附 9 条	21		公益的課題のための経費に係る収入金額を控除する収入割の特例措置	一般送配電事業者が発電事業者に原子力損害の賠償に要する金銭等に相当する金額を交付する場合又は配電事業者がその金額を一般送配電事業者に交付する場合に、それぞれその金額を課税標準である収入金額から控除する。	R12. 3. 31	課税標準 (収入金額)	57, 889, 466	60, 071, 248	64, 418, 365
附 9 条	22		ガス事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引に係る収入金額を控除する収入割の特例措置	分社化に伴いグループ会社となったガス事業者について、当該ガス事業者の間の取引に係る収入金額のうち、事前に経済産業大臣の承認を受けた取引を行う場合において当該取引の料金として支払うべき金額に相当する金額を、課税標準である収入金額から控除する。	R9. 3. 31	課税標準 (収入金額)	0	11, 628, 711	13, 002, 238

(3) 法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 9 条	23		株式会社脱炭素化支援機構に係る資本割の特例措置	課税標準である資本金等の額から政府の出資の金額を控除する。	R10.3.31	課税標準 (資本金等の額)		0	18,050,000
附 9 条	24		広域的運営推進機関が徴収する拠出金を控除する収入割の特例措置	電気供給業を行う法人について、次の収入金額を収入割の課税標準である収入金額から控除する。 (1)電気供給業を行う法人が小売電気事業、一般送配電事業又は配電事業を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が電力広域的運営推進機関に支払う容量拠出金相当額 (2)電気供給業を行う法人が一般送配電事業又は配電事業を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が電力広域的運営推進機関に支払う電源入札拠出金相当額	R9.3.31	課税標準 (収入金額)			0
附 9 条の 2			特定の協同組合等の事業税の税率の特例措置	所得割の税率を、所得のうち年10億円を越える金額については、5.7%に引き上げる。	なし	税額	73,674	27,377	64,491
附 9 条の 2 の 2			地方創生応援税制	法人税について青色申告書を提出する法人が、認定地方公共団体に対し認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、その20%を税額から控除（当期の事業税額の20%を限度）する。	R10.3.31	税額	3,642,484	5,990,865	7,433,573

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

※ 種類の欄に「税額」、「課税標準（所得）」、「課税標準（収入金額）」とある特例措置については、特別法人事業税及び地方法人特別税にも影響は生じている（地方創生応援税制を除く。）が、この集計表には反映していない。

(4) 不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7. 3. 31現在)	適用期限 (R7. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
73条の14	6		公営住宅等の入居者等が当該公営住宅等を取得した場合の課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から1,200万円を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	64,412	58,439	50,938
73条の14	7		収用等に伴い代替不動産を取得した場合の課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から被収用不動産等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	6,702,182	5,386,354	5,782,999
73条の14	8		市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物の一部等を取得した場合の課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から従前の宅地等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	3,809,280	3,268,508	1,964,083
73条の14	9		土地区画整理事業等の施行に伴い、代替不動産を取得した場合の課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から従前の不動産の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	1,945,399	94,528	77,135
73条の14	10		農業振興地域内にある土地を交換分合により取得した場合の課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から交換分合により失った土地の価格に相当する額（農用地区域内にある土地の取得の場合は、当該額と取得した土地の価格の1/3に相当する額のいずれが多い額）を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	7,815	8,184	11,117
73条の14	11		防災街区整備事業の施行に伴い防災施設建築物の一部等を取得した場合の課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から従前の宅地等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	0	39,417	0
73条の14	12		市町村の認可を得た者が取得する家庭的保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合に相当する額を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	7,469	5,507	7,204
73条の14	13		市町村の認可を得た者が取得する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合に相当する額を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
73条の14	14		市町村の認可を得た者が取得する事業所内保育事業（利用定員5人以下）の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合に相当する額を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	0	16,278	0

(4) 不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7. 3. 31現在)	適用期限 (R7. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
73条の14	15		社会福祉法人等が取得する認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/2を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
73条の27の3	1		不動産の取得から1年以内に、当該不動産以外の不動産を収用等されて補償金等を受けた場合の税額の特例措置	被収用不動産の価格に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。	なし	税額	10,587	6,199	22,313
73条の27の4	1		譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転した場合の納税義務の免除	2年以内に移転したときは、譲渡担保権者の納税義務を免除する。	なし	税額	70,632	68,482	70,218
73条の27の5	1		再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い取得した建築施設の部分等に係る納税義務の免除	建築工事の完了の公告があった日の翌日に、建築施設の部分等を譲受け予定者等が取得したときは、納税義務を免除する。	なし	税額	0	0	0
73条の27の6	1		農地中間管理機構が農地売買事業の実施により取得した農地等に係る納税義務の免除	5年以内に事業の実施により売渡等したときは、納税義務を免除する。	なし	税額	37,027	80,890	47,064
73条の27の7	1		土地改良区が取得した換地計画において定められた換地に係る納税義務の免除	換地を取得の日から2年以内に譲渡したときは、納税義務を免除する。	なし	税額	1,358	2,388	5
附10条の3	1		宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置	最初の使用又は譲渡が行われない場合に、新築住宅の取得があったものとみなして課税する時期を新築の日から1年を経過した日とする。	R8. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	116,268,199	117,424,121	122,948,024
附10条の3	2		一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置	土地の取得から住宅の新築までの期間を3年（当該住宅が居住の用に供するために独立的に区画された部分が100以上ある共同住宅等でやむを得ない事情があると都道府県知事が認めた場合は4年）以内とする。	R8. 3. 31	税額	6,853,019	6,547,549	6,629,136
附11条	1		農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/3（交換による取得の場合で、取得した土地の価格の1/3に相当する額よりも、交換により失った土地の価格の方が大きいときは、当該失った土地の価格）を控除する。	R9. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	1,953,650	2,140,348	2,417,660

(4) 不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 11 条	2		高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から従前の家屋の価格を控除する。	R8.3.31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	3		特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその3／5を控除する。	R9.3.31	課税標準 (不動産の価格)	189,497,381	308,516,425	258,391,400
附 11 条	4		信託会社等が投資信託約款に従い取得する不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその3／5を控除する。	R9.3.31	課税標準 (不動産の価格)	4,115	1,560	81,543
附 11 条	5		投資法人が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその3／5を控除する。	R9.3.31	課税標準 (不動産の価格)	34,461,897	23,728,074	29,578,662
附 11 条	6		P F I 法に規定する選定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1／2を控除する。	R12.3.31	課税標準 (不動産の価格)	254,028	1,176	0
附 11 条	7		都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1／5を参酌して1／10以上3／10以下の範囲内（特定都市再生緊急整備地域は1／2を参酌して2／5以上3／5以下の範囲内）において都道府県の条例で定める割合に相当する額を控除する。	R8.3.31	課税標準 (不動産の価格)	108,344,963	107,753,221	55,218,602
附 11 条	8		新築の認定長期優良住宅の取得に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から1,300万円を控除する。	R8.3.31	課税標準 (不動産の価格)	39,494,690	38,664,565	40,637,792
附 11 条	9		重要無形文化財の公演のための施設等の取得に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1／2を控除する。	R9.3.31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	10		農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格に施設の取得価額に対する貸付けを受けた額の割合（上限1／2）を乗じて得た額を価格から控除する。	R9.3.31	課税標準 (不動産の価格)	1,053,835	246,918	610,723

(4) 不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 11 条	11		新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から1,200万円を控除する。	R9.3.31	課税標準 (不動産の価格)	28,136,919	20,688,643	14,631,881
附 11 条	12		小規模不動産特定共同事業者等が不動産特定共同事業により取得する不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/2を控除する。	R9.3.31	課税標準 (不動産の価格)	1,718,166	1,641,226	422,112
附 11 条	13		認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/6を控除する。 【令和7年度改正】 適用対象に企業グループ内の法人間で行われる一定の事業の譲受けにより取得した場合を追加。	R8.3.31	課税標準 (不動産の価格)	233,832	0	0
附 11 条	14		福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が取得した土地に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/5を控除する。 【令和7年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	15		市町村計画に基づく災害ハザードエリアからの移転により取得した不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/5を控除する。	R9.3.31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	16		(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が取得した国鉄承継土地に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその2/3を控除する。	R9.3.31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	17		認定医療機関開設者が医療機関の再編の事業により取得する不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/2を控除する。	R8.3.31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	1,888,018
附 11 条の 2			住宅又は土地の取得に係る税率の特例措置	標準税率を3%とする。	R9.3.31	税額	87,385,290	91,603,191	98,328,209

(4) 不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 11 条 の 4	1		新築のサービス付き高齢者住宅用として取得する土地に係る税額の特例措置	150万円又は床面積の2倍（200㎡を限度）に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額する。	R9.3.31	税額	20,901	11,172	6,174
附 11 条 の 4	2 ～ 3		宅地建物取引業者が取得する既存住宅に係る税額の特例措置	2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、個人に譲渡し居住の用に供したときは、改修工事対象住宅の新築時に第73条の14第1項により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。	R9.3.31	税額	1,260,779	1,560,525	1,383,076
附 11 条 の 4	4 ～ 5		宅地建物取引業者が取得する既存住宅の敷地に係る税額の特例措置	2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、個人に譲渡し居住の用に供したときは、改修工事対象住宅の床面積の2倍（上限200㎡）に相当する土地の価格又は150万円のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を控除する。	R9.3.31	税額	532,244	549,338	519,313
附 11 条 の 5			宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1／2とする。	R9.3.31	課税標準 (不動産の価格)	7,894,314,104	7,740,162,650	8,290,026,000
附 12 条			贈与税納税猶予の適用農地等の取得に係る特例措置	農地等の生前一括贈与により受贈者が当該農地等を取得した場合に、徴収を猶予する。	なし	税額	11,949	16,850	54,719

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

(5) ゴルフ場利用税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 12 条 の 2			国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手に対する非課税措置	一定の国際競技大会のゴルフ競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合について、非課税とする。	当分の間	税額	0	0	0

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

(6) 軽油引取税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 12 条 の 2 の 7	1		軽油引取税の課税免除の特例措置	船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り等に対しては、免税証の交付があった場合等に限り、課税しない。 【令和6年度改正（令和7年4月1日施行）】 専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）に供する船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りについて、令和7年3月31日をもって、特例措置の対象から除外	R9.3.31	税額	77,005,749	76,683,722	74,960,658
附 12 条 の 2 の 7	5		重要影響事態安全確保法等に基づく免税軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置	船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態安全確保法等に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、課税しない。	R9.3.31	税額	0	0	0
附 12 条 の 2 の 7	6		条約等に基づく免税軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置	船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、物品又は役務の相互の提供に関する条約等に基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、課税しない。	R9.3.31	税額	146,408	149,490	82,016
附 12 条 の 2 の 7	7		オーストラリア軍隊による免税軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置	船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った日豪部隊間協力円滑化協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、課税しない。	R9.3.31	税額		0	0

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

(7) 自動車税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7. 3. 31現在)	適用期限 (R7. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 12 条 の 2 の 9 の 2			国際博覧会の開催に伴う自動車税の非課税	公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が取得し、又は所有する一般貸切用のバスで令和7年に開催される国際博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しては、自動車税を非課税とする。	R8. 3. 31	税額			0
附 12 条 の 2 の 10	1		過疎バスの取得に係る自動車税環境性能割の非課税措置	地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難となっているものとして都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合は、非課税とする。	R9. 3. 31	税額	2, 064	3, 208	7, 323
附 12 条 の 2 の 13	1 ～ 3		バリアフリー性能の優れた自動車の取得に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置	路線バス等のうち、 ・ノンステップバス（新車に限る。）について、取得価額から1, 000万円を控除した額を課税標準とする。 ・リフト付きバス（新車に限る。）について、取得価額から650万円（乗車定員が30人未満のものにあっては200万円、乗車定員が30人以上の空港アクセスバスにあっては800万円）を控除した額を課税標準とする。 ハイヤー・タクシー事業者がその事業の用に供する乗用車のうち、ユニバーサルデザインタクシー（新車に限る。）について、取得価額から100万円を控除した額を課税標準とする。	R9. 3. 31	課税標準 （自動車の取得価額）	5, 923, 000	9, 691, 500	11, 654, 000
附 12 条 の 2 の 13	4 ～ 6		先進安全自動車（ASV）の取得に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置	側方衝突警報装置又は歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置を搭載した一定のバス等又はトラック（新車に限る。）について、取得価額から350万円又は175万円を控除した額を課税標準とする。 【令和7年度改正】 道路運送車両法において全車両で装着が義務化されたため側方衝突警報装置について除外	廃止 （側方衝突警報装置） R9. 3. 31 （歩行者検知機能付き 衝突被害軽減 制動制御装置）	課税標準 （自動車の取得価額）	29, 750	4, 242, 000	798, 000
附 12 条 の 3	1		自動車税種別割のグリーン化特例（重課）	新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車（附則第12条の4第3項の対象となるものを除く。）について、その翌年度以後の税率を概ね15%（バス及びトラックは概ね10%）重課する。	R8. 3. 31	税額	3, 753, 440	3, 725, 190	3, 733, 339

(7) 自動車税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 12 条 の 3	2 ～ 3		自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）	一定の環境性能を有する自動車について、新車新規登録の翌年度の税率を概ね75%又は50%軽減する。	R7.3.31 (概ね50%軽減) R8.3.31 (概ね75%軽減)	税額	989,107	1,476,412	1,800,713
附 12 条 の 4	3		自動車税種別割のグリーン化特例（重課）	新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた四輪の自家用乗用車について、その翌年度以後の税率を概ね15%重課する。	R8.3.31	税額	39,714,321	40,246,866	40,217,292

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」、「自動車税（種別割）のグリーン化に関する調」を基に作成。

(8) 鉱区税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
180 条	2		石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る税率の特例措置	税率を2／3に軽減する。	なし	税額	50,421	51,672	51,213

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

(9) 狩猟税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
700条の52	2	一	放鳥獣猟区にのみに係る狩猟者の登録に対する税率の特例措置	税率を1／4に軽減する。	なし	税額	0	0	0
700条の52	2	二	放鳥獣猟区にのみに係る狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区以外の場所等に係る狩猟者の登録に対する税率の特例措置	税率を3／4に軽減する。	なし	税額	0	0	0
附32条	1		対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における課税免除の特例措置	課税免除とする。	R11.3.31	税額	533,815	541,928	533,113
附32条	2		認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録における課税免除の特例措置	課税免除とする。	R11.3.31	税額	54,697	55,725	51,519
附32条の2			有害鳥獣捕獲等許可に基づく許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録における税率の特例措置	税率を1／2に軽減する。	R11.3.31	税額	282,718	278,372	273,260

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
349条の3	1		鉄道事業者等が敷設した新規営業路線の線路設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1／3 その後の5年度分 価格の2／3 (立体交差化施設に係る橋りょう等の線路設備は、最初の5年度分 価格の1／6 その後 価格の1／3)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	218,454,926	218,091,776	242,300,687
349条の3	2		一般ガス導管事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1／3 その後の5年度分 価格の2／3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	523,560,887	474,897,205	413,549,201
349条の3	3		農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の1／2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	15,753,225	13,028,622	10,730,748
349条の3	4		外航船舶等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 外航船舶 価格の1／6 準外航船舶 価格の1／4	なし	課税標準 (固定資産の価格)	502,103,665	462,573,095	450,303,426
349条の3	5		内航船舶に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1／2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	540,133,592	548,794,279	531,459,886
349条の3	6		離島航路事業の用に供する船舶に係る課税標準の特例措置	課税標準を、第349条の3第5項の規定により課税標準とされる額に1／3を乗じて得た額とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	19,105,036	18,670,770	16,324,638
349条の3	7		国際路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1／5（国際路線専用機は価格の1／10、国際路線準専用機は価格の2／15）とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	591,771,853	501,053,524	500,274,104
349条の3	8		主として離島路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	最大離陸重量70トン未満の航空機の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1／3 その後の3年度分 価格の2／3 (最大離陸重量30トン未満の小型航空機は、価格の1／4)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	16,137,279	13,882,469	11,369,949

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
349条の3	9		日本放送協会の事業用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	201,698,364	201,809,258	195,025,324
349条の3	10		(国研)日本原子力研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	11,863,997	16,521,169	12,579,810
349条の3	11		登録有形文化財等である家屋及びその敷地に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	8,017,119	8,709,575	9,197,038
349条の3	12		北海道・東北・北陸・九州新幹線の構築物に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/6 その後の5年度分 価格の1/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	667,296,516	954,630,973	904,689,714
349条の3	13		青函トンネル又は本州四国連絡橋に係る鉄道施設に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/6とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	190,121,443	174,887,029	164,930,873
349条の3	14		公共用水域に係る事業の施行に伴い新設等された鉄軌道の橋りょうの線路設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3 その後の5年度分 価格の5/6 (河川事業の施行により敷設された線路設備等は、 最初の5年度分 価格の1/6 その後の5年度分 価格の1/3)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	40,476,665	38,869,980	39,003,635
349条の3	15		(国研)宇宙航空研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	16,349,259	11,418,302	14,759,067
349条の3	16		(国研)海洋研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	3,352,247	3,490,151	3,799,853
349条の3	17		(独)水資源機構がダムの用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/2 その後の5年度分 価格の3/4	なし	課税標準 (固定資産の価格)	12,892,594	12,386,476	10,976,038

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
349条の3	18		J R旅客会社等から無償譲渡を受けた特定地方交通線等に係る固定資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1／4とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	74,319,403	73,707,146	68,726,336
349条の3	19		(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1／3 その後の5年度分 価格の2／3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	15,686,769	17,432,330	22,657,608
349条の3	20		(国研)科学技術振興機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1／2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	1,312,241	1,648,138	1,340,878
349条の3	21		(国研)農業・食品産業技術総合研究機構の業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1／3（ほ場の用に供するものは1／6）とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4,916,694	4,915,762	4,909,219
349条の3	22		新関西国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1／2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	110,780,827	111,632,577	110,459,592
349条の3	23		信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の3／5とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	235,230,934	236,222,338	235,208,415
349条の3	24		鉄道事業者等により新たに建設された変電所に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の3／5とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,238,058	3,502,488	4,539,192
349条の3	25		中部国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1／2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	17,909,081	17,132,407	16,516,136
349条の3	26		外国貿易船による物品運送用コンテナに係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の4／5とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	545,082	270,836	72,541

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
349条の3	27		市町村の認可を得た者が家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)大臣配分又は知事配分資産 1/2 (2)その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	なし	課税標準 (固定資産の価格)	454,391	486,181	460,412
349条の3	28		市町村の認可を得た者が居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)大臣配分又は知事配分資産 1/2 (2)その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	なし	課税標準 (固定資産の価格)	994	993	993
349条の3	29		市町村の認可を得た者が事業所内保育事業（利用定員5人以下）の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)大臣配分又は知事配分資産 1/2 (2)その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	なし	課税標準 (固定資産の価格)	403,403	484,676	422,357
349条の3	30		社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	62,996	63,355	62,826
349条の3	31		(国研)日本医療研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	1,627,207	1,926,452	2,185,820
349条の3	32		(国研)量子科学技術研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	21,190,831	15,657,511	10,749,540
349条の3	33		世界遺産に登録された稼働中の産業遺産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/3とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	448,855	427,589	408,959

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 15 条	1		総合効率化事業者が総合効率化計画に基づき新増設した倉庫等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 (1)倉庫事業者が取得した特定流通業務施設に該当する倉庫 5年度分 1／2 (2)(1)の倉庫に附属する機械設備 5年度分 3／4 (貨物自動車関係情報自動解析装置 5年度分 1／2)	R8.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	62,481,512	59,923,496	63,022,693
附 15 条	2		公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 (1)水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場、事業場の汚水又は廃液の処理施設 (ア)大臣配分又は知事配分資産 1／2 (イ)その他の資産 1／2を参酌して1／3以上2／3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 (2)ごみ処理施設 1／2 (3)一般廃棄物最終処分場 2／3 (4)産業廃棄物処理施設 1／3 (5)公共下水道の利用者が設置した除害施設 (ア)大臣配分又は知事配分資産 4／5 (イ)その他の資産 4／5を参酌して7／10以上9／10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 【令和7年度改正】 特例適用対象について、次の見直しを行う。 (6)資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律に基づく高度再資源化事業計画、高度分離・改修事業計画の認定を受けた者が設置する廃棄物処理施設 1／2	R8.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	359,911,022	346,489,199	336,307,802
附 15 条	3		国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 (1)地方路線の就航時間割合が3分の2以上で最大離陸重量200トン未満の航空機 5年度分 価格の2／5 (2)特に地方的な路線の就航時間割合が3分の2以上で、 (ア)最大離陸重量30トン未満の航空機 5年度分 価格の1／4 (イ)最大離陸重量30トン以上50トン未満の航空機 最初の1年度分 価格の3／8 その後4年度分 価格の2／5 (3)上記(1)、(2)のいずれにも該当しない航空機 3年度分 価格の2／3	R7年度	課税標準 (固定資産の価格)	233,650,782	165,981,766	127,381,135

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 15 条	4		沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の2／3とする。	R8年度	課税標準 (固定資産の価格)	88,386,078	81,140,422	86,269,296
附 15 条	5		地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の2／3とする。	R8.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	23,804	14,913	159,290
附 15 条	6		J R貨物が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2／3とする。	R8.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	5,925,751	5,405,603	4,600,653
附 15 条	7		低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の5／6（取得価額が5億円以上の燃料電池自動車用水素充填設備は1／2）とする。 【令和7年度改正】 対象となる設備の取得価格の要件を3億円以上とする。	R9.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	4,045,249	3,127,465	2,040,252
附 15 条	8		国際船舶に係る課税標準の特例措置	課税標準を、第349条の3第4項の規定により課税標準とされる額に1／3（認定特定船舶導入計画に従って取得された特定船舶は1／6）を乗じて得た額とする。	R8年度	課税標準 (固定資産の価格)	50,898,308	45,686,078	43,279,289
附 15 条	9		整備新幹線の開業に伴いJ Rから譲渡された並行在来線に係る課税標準の特例措置	課税標準を20年度分、価格の1／2とする。	R13.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	17,219,991	14,088,313	13,754,561
附 15 条	10		鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1／3とする。	R9.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	29,283,944	27,251,438	25,833,856
附 15 条	11		鉄道事業者等が取得した低床型の新造車両に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1／3とする。	R9.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	3,367,215	3,670,677	3,880,398

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 15 条	12		鉄道事業者等が取得等した新規製造車両等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2／3（小規模な鉄道事業者等は3／5）とする。 【令和7年度改正】 課税標準を次のとおりとする。 (1)小規模な鉄道事業者等が事業の用に供する場合 5年度分 3／5 (2)(1)以外の場合 価格に次の割合を乗じて得た額 (ア)新造車両 5年度分 2／3 (イ)改良車両 5年度分 3／4	R9.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	94,505,933	81,814,842	86,500,646
附 15 条	13		P F I 法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1／2とする。	R12.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	14,747,571	14,400,303	13,978,753
附 15 条	14		認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)大臣配分又は知事配分資産 3／5 (2)その他の資産 3／5を参酌して1／2以上7／10 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 (特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したものは、 5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (1)大臣配分又は知事配分資産 1／2 (2)その他の資産 1／2を参酌して2／5以上3／5 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)	R8.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	5,396,559	7,154,548	9,927,155
附 15 条	15		鉄道事業者等が速達性向上事業により取得した施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2／3とする。	R9.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	5,610,585	5,102,951	8,312,229
附 15 条	16		指定会社等が外貨埠頭公社から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を10年度分、価格の1／2（旧公団からの承継資産は3／5）とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	6,375,627	0	0
附 15 条	17		鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1／4とする。	R9.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	3,172,459	3,346,277	2,981,179

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 15 条	18		バイオ燃料製造業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 (1)木質固形燃料製造設備 3年度分 3／4 (2)エタノール製造設備又は脂肪酸メチルエステル製造設備 3年度分 2／3 (3)ガス製造設備 3年度分 1／2	R8.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	571,927	261,285	741,532
附 15 条	19		公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1／2とする。	R8年度	課税標準 (固定資産の価格)	895,716	949,640	1,007,194
附 15 条	20		国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社を取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を10年度分、国際戦略港湾において取得されたものは価格の1／2、特定国際拠点港湾において取得されたものは価格の2／3とする。	R9.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	7,436,051	7,496,482	7,962,211
附 15 条	21		津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を4年度分、価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)大臣配分又は知事配分資産 1／2 (2)その他の資産 1／2を参酌して1／3以上2／3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R10.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	476,352	454,915	434,445
附 15 条	22 ～ 23		津波避難施設に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 (1)指定避難施設 指定避難施設として指定された日又は償却資産を取得した日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (ア)大臣配分又は知事配分資産 2／3 (イ)その他の資産 2／3を参酌して1／2以上5／6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 (2)協定避難施設 管理協定を締結した日又は償却資産を取得した日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (ア)大臣配分又は知事配分資産 1／2 (イ)その他の資産 1／2を参酌して1／3以上2／3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R9.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	8,898,039	9,082,129	10,157,637
附 15 条	24		鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2／3とする。	R9.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	35,611,679	34,275,394	31,501,415

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 15 条	25		再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	課税標準を、3年度分、次のとおりとする。 (1)太陽光（1,000kW未満かつ一定の設備で法律に基づく認定を受けたものを除く。）、風力（20kW以上）、地熱（1,000kW未満）、バイオマス（10,000kW以上20,000kW未満）は、価格に次の割合を乗じて得た額 （ア）大臣配分又は知事配分資産 2／3 （イ）その他の資産 2／3を参酌して1／2以上5／6 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 (2)バイオマス（10,000kW以上20,000kW未満の発電設備のうち一般木質・農作物残さ区分に該当するもの）は、3年度分、価格に次の割合を乗じて得た額 （ア）大臣配分又は知事配分資産 6／7 （イ）その他の資産 6／7を参酌して11／14以上13／14 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 (3)太陽光（1,000kW以上かつ一定の設備で法律に基づく認定を受けたものを除く。）、風力（20kW未満）、水力（5,000kW以上）は、価格に次の割合を乗じて得た額 （ア）大臣配分又は知事配分資産 3／4 （イ）その他の資産 3／4を参酌して7／12以上11／12 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 (4)水力（5,000kW未満）、地熱（1,000kW以上）、バイオマス（10,000kW未満）は、価格に次の割合を乗じて得た額 （ア）大臣配分又は知事配分資産 1／2 （イ）その他の資産 1／2を参酌して1／3以上2／3 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R8.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	147,632,686	145,370,241	229,575,255
附 15 条	26		首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2／3とする。	R9.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	8,905,772	5,835,126	2,992,848
附 15 条	27		資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を10年度分、価格の2／3とする。	R9.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	1,527,949	1,291,598	1,092,571
附 15 条	28		地下街等の浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)大臣配分又は知事配分資産 2／3 (2)その他の資産 2／3を参酌して1／2以上5／6 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R8.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	111	94	0

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 15 条	29		港湾の民有護岸等の耐震化の推進に係る課税標準の特例措置 【令和7年度改正】 港湾の浸水被害防止のための民有護岸等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良された特別特定技術基準対象施設で、緊急確保航路等の区域に隣接する港湾に存するもの 1／2 (2)(1)以外の施設 5／6 【令和7年度改正】 特例適用対象を国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において新たに取得され、又は改良された一定の協定特定港湾施設とした上で課税標準を5年度分、価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)緊急確保航路又は緊急確保航路の区域に隣接する港湾に存するもの 1／2 (2)(1)以外の施設 5／6	R11.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	1,254
附 15 条	30		防災上重要な道路等の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る課税標準の特例措置	課税標準を4年度分、価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)道路の占用の禁止又は制限の指定が行われたことにより電柱の新設が禁止された区域の地下に埋設するために新設したケーブル等 1／2 (2)緊急輸送道路の地下に埋設するために新設したケーブル等 3／4	R10.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	13,857,436	13,551,457	13,018,348
附 15 条	31		農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分（農地中間管理権の存続期間が15年以上のものは5年度分）、価格の1／2とする。	R8.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	15,524,681	15,858,998	15,202,881
附 15 条	32		緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格に2／3を参酌して1／2以上5／6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。 【令和7年度改正】 対象となる土地の要件に緑地の量的拡充又は質的向上に資するものであることについて証明されたものであることを追加	R9.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	30,175,700	10,543,687	10,783,744
附 15 条	33		福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が整備した特定公共施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1／3とする。 【令和7年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 15 条	34		特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 (1) 購買施設等 5 年度分 価格の 3 / 4 (2) その他の施設 5 年度分 価格の 2 / 3	R9.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	35		農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の1 / 2とする。	R9.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	636,970	540,157	1,586,847
附 15 条	36		農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2 / 3とする。	R8.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	98,980	474,169	782,186
附 15 条	37		浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格に2 / 3を参酌して1 / 2以上5 / 6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	R8.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	38		一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 (1) 大臣配分又は知事配分資産 5 年度分 1 / 2 (2) その他の資産 5 年度分 1 / 2を参酌して1 / 3以上2 / 3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R8.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	53,660	71,876	2,640,979
附 15 条	39		ローカル5G無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の1 / 2とする。 【令和7年度改正】 特例適用対象について、次の見直しを行う。 電波法の規定によりローカル5G無線局（地域社会の諸課題の解決に寄与するものに限る。）に係る免許を受けた者が、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入計画に基づき、新たに取得した一定の償却資産とする。	R9.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	27,259	27,169	17,062
附 15 条	40		シェアサイクルポートに係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の3 / 4とする。	R9.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	7,157	1,599	610

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 15 条	41		雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置	課税標準を、価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)大臣配分又は知事配分資産 1／3 (2)その他の資産 1／3を参酌して1／6以上1／2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R9.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	31,808
附 15 条	42		貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格に3／4を参酌して2／3以上5／6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	R10.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	43		国際戦略港湾及び国際拠点港湾において港湾運営会社が取得した陸上電力供給設備に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の2／3とする。	R9.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	44		中小事業者等が新規取得した生産性向上に資する機械装置等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 (1)中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する一定の機械装置等 最初の3年度分 価格の1／2 (2)認定先端設備等導入計画に、雇用者給与等支給額増加させる目標を記載して計画の認定を受けた場合 (ア)令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された一定の設備 最初の5年度分 価格の1／3 (イ)令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得された一定の設備 最初の4年度分 価格の1／3 【令和7年度改正】 租税特別措置法に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る事項が記載された中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する一定の機械装置等について、固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 (1)雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げる方針を計画に位置つけた場合 3年度分 価格の1／2 (2)雇用者給与等支給額を3%以上引き上げる方針を計画に位置つけた場合 5年度分 価格の1／4	R9.3.31	課税標準 (固定資産の価格)			168,543,256
附 15 条	45		バス事業者が取得したEVバスの充電設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1／3とする。	R10.3.31	課税標準 (固定資産の価格)			3,474

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和４年度	令和５年度	令和６年度
附 15 条 の 2	1		J R 等が国鉄から承継した固定資産等に係る課税標準の特例措置	次に掲げる償却資産の課税標準について、国鉄改革前における旧市町村納付金の一定の特例措置（償却資産の区分に応じ、 $1/6 \sim 3/4$ ）と同等の特例措置を講じる。 (1) J R 各社が国鉄から承継した鉄道事業用資産 (2) (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有し、かつ J R 各社に有償で貸し付けている鉄道施設の用に供する固定資産のうち、国鉄改革前に国鉄に有償で貸し付けていたもの	なし	課税標準 (固定資産の価格)	111,950,293	105,955,152	90,530,199
附 15 条 の 2	2		J R 北海道又は J R 四国が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の $1/2$ とする。	R8年度	課税標準 (固定資産の価格)	287,397,481	280,407,236	264,820,224
附 15 条 の 3			J R 北海道、J R 四国又は J R 貨物が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の $3/5$ とする。	R8年度	課税標準 (固定資産の価格)	94,621,292	97,145,896	92,090,715
附 15 条 の 6			新築住宅に係る税額の減額措置	３年度分（地上階数３以上の中高層耐火建築物であるものは５年度分）、税額の $1/2$ に相当する額を減額する。	R8.3.31	税額	100,763,759	100,290,321	98,460,208
附 15 条 の 7			新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置	５年度分（地上階数３以上の中高層耐火建築物であるものは７年度分）、税額の $1/2$ に相当する額を減額する。	R8.3.31	税額	33,062,775	34,472,621	35,362,373
附 15 条 の 8	1		市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	次の割合に相当する額を減額する。 (1) 一定の要件を満たす住宅 居住用の部分 ５年度分 税額の $2/3$ 非居住用の部分 ５年度分 税額の $1/3$ （第一種市街地再開発事業の施行に伴う場合は $1/4$ ） (2) 住宅以外の家屋 ５年度分 税額の $1/3$ （第一種市街地再開発事業の施行に伴う場合は $1/4$ ）	R9.3.31	税額	666,825	595,133	451,090
附 15 条 の 8	2		サービス付き高齢者向け住宅に係る税額の減額措置	５年度分、税額の $2/3$ を参酌して $1/2$ 以上 $5/6$ 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を減額する。	R9.3.31	税額	1,773,908	1,551,114	1,307,569

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 15 条 の 8	3		防災街区整備事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	次の割合に相当する額を減額する。 (1)一定の要件を満たす住宅 居住用の部分 5年度分 税額の2/3 非居住用の部分 5年度分 税額の1/3 (2)住宅以外の家屋 5年度分 税額の1/3	R9.3.31	税額	8,788	5,260	7,311
附 15 条 の 8	4		高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置	次の割合に相当する額を減額する。 (1)一定の要件を満たす住宅 居住用の部分 5年度分 税額の2/3 非居住用の部分 5年度分 税額の1/3 (2)住宅以外の家屋 5年度分 税額の1/3	R8.3.31	税額	2,122	3,470	4,058
附 15 条 の 9	1 ～ 3		耐震改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	改修工事完了時期に応じた次の年度分に限り、税額の1/2に相当する額を減額する。 (1)平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間に改修した場合 3年度分 (2)平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間に改修した場合 2年度分 (3)平成25年1月1日から令和8年3月31日までの間に改修した場合 1年度分（一定の通行障害既存耐震不適格建築物の場合は2年度分）	R8.3.31	税額	96,212	71,756	56,629
附 15 条 の 9	4 ～ 8		バリアフリー改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	1年度分、税額の1/3に相当する額を減額する。	R8.3.31	税額	27,925	26,787	23,825
附 15 条 の 9	9 ～ 12		省エネ改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	1年度分、税額の1/3に相当する額を減額する。	R8.3.31	税額	46,842	42,231	63,185
附 15 条 の 9 の 2	1 ～ 3		耐震改修が行われた長期優良住宅に係る税額の減額措置	1年度分、税額の2/3に相当する額を減額する。 （一定の通行障害既存耐震不適格建築物の場合は、1年度分、税額の2/3、その後の1年度分、税額の1/2に相当する額を減額する。）	R8.3.31	税額	1,168	465	1,248
附 15 条 の 9 の 2	4 ～ 7		省エネ改修が行われた長期優良住宅に係る税額の減額措置	1年度分、税額の2/3に相当する額を減額する。	R8.3.31	税額	976	1,239	1,161

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 15 条 の 9 の 3			大規模の修繕等が行われたマンションに係る税額の減額措置	1年度分、税額の1／3を参酌して1／6以上1／2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を減額する。	R9.3.31	税額			121,632
附 15 条 の 10			耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の減額措置	2年度分、税額の1／2に相当する額（耐震改修費用の1／40まで）を減額する。	R8.3.31	税額	86,754	41,786	19,691
附 15 条 の 11			バリアフリー改修が行われた主として実演芸術の公演の用に供する施設である劇場、音楽堂等に係る減額措置	2年度分、税額の1／3に相当する額（バリアフリー改修費用の1／60まで）を減額する。	R8.3.31	税額	0	0	0

※ 「総務大臣が決定した償却資産の価格等に基づき算定した適用額の集計」、「固定資産の価格等の概要調書」、「大規模の償却資産に関する概要調書」及び「道府県知事が価格等を決定し、配分した償却資産に関する調」を基に作成。

※ 適用期限については、例えば「R8.3.31」となっているものは、令和8年3月31日までに取得等された固定資産に対して特例措置の適用があり、「R8年度」となっているものは、対象となる固定資産の令和8年度分までの各年度分の固定資産税に関して特例措置の適用があるもの。

※ 適用総額については、改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。

(11) 軽自動車税

根拠条文				措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号						令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 30 条	1			軽自動車税種別割の経年車重課	初回車両番号指定から13年を経過した三輪以上の軽自動車について、その翌年度以後の税率を概ね20%重課する。	当分の間	税額	33,498,109	34,804,886	35,418,035
附 30 条	2 ～ 4			軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）	一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、初回車両番号指定の翌年度の税率を概ね75%、50%又は25%軽減する。	R7.3.31 (概ね25%軽課)	税額	9,207	335,420	312,394
						R8.3.31 (概ね75%軽課) (概ね50%軽課)				

※ 「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

(12) 事業所税

根拠条文				措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7. 3. 31現在)	適用期限 (R7. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号						令和4年度	令和5年度	令和6年度
701条の41	1	一		協同組合等の事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	4,356,714 [2,614,028千円]	4,285,265 [2,571,159千円]	4,323,622 [2,594,173千円]
							課税標準 (従業者給与総額(千円))	385,228,383	379,015,642	377,292,857
701条の41	1	二		専修学校、各種学校の教育用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	43,402 [26,041千円]	40,212 [24,127千円]	45,891 [27,535千円]
							課税標準 (従業者給与総額(千円))	249,946	168,368	243,098
701条の41	1	三		ばい煙等の処理その他公害防止又は資源有効利用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	473,542 [284,125千円]	478,159 [286,895千円]	481,115 [288,669千円]
701条の41	1	四		産業廃棄物の収集、運搬、処分その他公害防止又は資源有効利用事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を、従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	1,728,422 [1,037,053千円]	1,740,290 [1,044,174千円]	1,747,088 [1,048,253千円]
							課税標準 (従業者給与総額(千円))	11,156,983	11,712,365	12,457,334
701条の41	1	五		家畜市場の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	6,081 [3,649千円]	6,081 [3,649千円]	6,081 [3,649千円]
701条の41	1	六		生鮮食料品の価格安定目的施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	6,097 [3,658千円]	6,213 [3,728千円]	10,593 [6,356千円]
701条の41	1	七		みそ、しょうゆ、食用酢、酒税法に基づく酒類の製造業者の製造用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	769,329 [461,597千円]	767,368 [460,421千円]	762,661 [457,597千円]

(12) 事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7. 3. 31現在)	適用期限 (R7. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
701条の41	1	八	木材取引市場、木材等の加工業者又は木材の販売業者の事業用木材保管施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	529,731 [317,839千円]	529,699 [317,819千円]	548,553 [329,132千円]
701条の41	1	九	旅館、ホテルの営業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその1/2を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	9,363,374 [5,618,024千円]	9,613,814 [5,768,288千円]	9,756,810 [5,854,086千円]
701条の41	1	十	港湾施設のうち港務通信施設、旅客施設、船舶役務用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	45,173 [27,104千円]	50,393 [30,236千円]	47,907 [28,744千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	314,692	365,829	365,371
701条の41	1	十一	港湾施設のうち上屋、倉庫の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を、従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	7,474,076 [4,484,446千円]	7,936,285 [4,761,771千円]	7,655,195 [4,593,117千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	9,007,593	9,655,025	9,899,868
701条の41	1	十二	外国貿易のため外国航路に就航する船舶の運送コンテナ一貨物荷さばき用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその1/2を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	14,826 [8,896千円]	15,914 [9,548千円]	15,915 [9,549千円]
701条の41	1	十三	一般港湾運送事業、港湾荷役事業用上屋の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその1/2を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	301,261 [180,757千円]	286,052 [171,631千円]	255,525 [153,315千円]
701条の41	1	十四	倉庫業者の事業用倉庫の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	23,615,938 [14,169,563千円]	25,147,670 [15,088,602千円]	24,860,741 [14,916,445千円]

(12) 事業所税

根拠条文				措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7. 3. 31現在)	適用期限 (R7. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号						令和4年度	令和5年度	令和6年度
701条の41	1	十五		タクシー事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	442,991 [265,795千円]	430,922 [258,553千円]	420,283 [252,170千円]
							課税標準 (従業者給与総額(千円))	83,956,592	94,720,269	114,521,295
701条の41	1	十六		公共飛行場設置施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	423,923 [254,354千円]	427,049 [256,229千円]	429,920 [257,952千円]
							課税標準 (従業者給与総額(千円))	59,001,958	71,539,643	81,385,035
701条の41	1	十七		流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、倉庫、上屋、道路貨物運送業用店舗等の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	876,678 [526,007千円]	898,565 [539,139千円]	887,463 [532,478千円]
							課税標準 (従業者給与総額(千円))	8,255,489	8,695,761	8,714,759
701条の41	1	十八		流通業務地区内に設置される倉庫業者の事業用倉庫の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を、従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	1,189,827 [713,896千円]	1,237,541 [742,525千円]	1,275,675 [765,405千円]
							課税標準 (従業者給与総額(千円))	2,245,637	2,472,441	2,718,989
701条の41	1	十九		特定信書便事業者の事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	21 [13千円]	21 [13千円]	21 [13千円]
							課税標準 (従業者給与総額(千円))	0	0	0
701条の41	2			心身障害者を多数雇用する事業所等の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその1/2を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	38,493 [23,096千円]	39,119 [23,471千円]	39,309 [23,585千円]
附33条	1			沖縄の特定民間観光関連施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、新設の日から5年間に限り、事業所床面積からその1/2を控除する。	R9. 3. 31	課税標準 (事業所床面積(㎡))	0	0	0

(12) 事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 33 条	2		沖縄の情報通信産業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、新設の日から5年間に限り、事業所床面積からその1/2を控除する。	R9.3.31	課税標準 (事業所床面積(㎡))	804 [482千円]	1,300 [780千円]	496 [298千円]
附 33 条	3		沖縄の産業高度化・事業革新促進事業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、新設の日から5年間に限り、事業所床面積からその1/2を控除する。	R9.3.31	課税標準 (事業所床面積(㎡))	0	0	0
附 33 条	4		沖縄の国際物流拠点産業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、新設の日から5年間に限り、事業所床面積からその1/2を控除する。	R9.3.31	課税標準 (事業所床面積(㎡))	1,817 [1,090千円]	1,817 [1,090千円]	1,817 [1,090千円]
附 33 条	5		特定農産加工業経営改善等措置事業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその1/4を控除する。	R8.3.31（法人） R7年分（個人）	課税標準 (事業所床面積(㎡))	122,574 [73,544千円]	129,330 [77,598千円]	118,065 [70,839千円]
附 33 条	6		企業主導型保育事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその3/4をそれぞれ控除する。 【令和7年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (事業所床面積(㎡))	47,776 [28,666千円]	50,643 [30,386千円]	51,044 [30,626千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	1,845,407	1,871,885	1,888,447

※ 「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

※ 適用額の総額のうち[]内の数値は、課税標準（事業所床面積（㎡））に600円／㎡の税率を乗じたものである。

(13) 都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7. 3. 31現在)	適用期限 (R7. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
702 条	2		日本放送協会の事業用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1／2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	87, 686, 874	94, 803, 415	100, 257, 437
702 条	2		(国研)日本原子力研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1／3 その後の5年度分 価格の2／3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2, 848, 503	1, 722, 763	1, 639, 654
702 条	2		登録有形文化財等である家屋及びその敷地に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1／2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	6, 710, 009	7, 117, 667	8, 025, 773
702 条	2		(国研)農業・食品産業技術総合研究機構の業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1／3（ほ場の用に供するものは1／6）とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4, 678, 744	4, 678, 744	4, 678, 744
702 条	2		新関西国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1／2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	33, 619, 585	33, 656, 668	33, 735, 051
702 条	2		信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の3／5とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	195, 831, 460 (注)	191, 292, 782 (注)	195, 957, 232
702 条	2		中部国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1／2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2, 314, 036	2, 314, 036	2, 310, 200
702 条	2		市町村の認可を得た者が家庭的保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準を、価格に1／2を参酌して1／3以上2／3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	337, 059	340, 215	340, 564
702 条	2		市町村の認可を得た者が居宅訪問型保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準を、価格に1／2を参酌して1／3以上2／3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0

(13) 都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
702 条	2		市町村の認可を得た者が事業所内保育事業（利用定員5人以下）の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準を、価格に1／2を参酌して1／3以上2／3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	218,684	258,518	335,070
702 条	2		社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1／2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	37,045	37,033	37,020
702 条	2		(国研)量子科学技術研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1／3 その後の5年度分 価格の2／3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	558,102	558,102
702 条	2		世界遺産に登録された稼働中の産業遺産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1／3とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	245,369	244,280	242,791
附 15 条	1		総合効率化事業者が総合効率化計画に基づき新増設した倉庫に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格に1／2を乗じて得た額とする。	R8.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	38,607,580	31,681,944	29,494,238
附 15 条	9		整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る課税標準の特例措置	課税標準を20年度分、価格の1／2とする。	R13.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	4,148,060	3,619,646	3,710,744
附 15 条	13		PFI法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1／2とする。	R12.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	4,342,878	4,342,878	4,260,504
附 15 条	14		認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格に3／5を参酌して1／2以上7／10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額（特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したものは、価格に1／2を参酌して2／5以上3／5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額）とする。	R8.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	1,906,534	2,112,866	3,053,780
附 15 条	15		鉄道事業者等が速達性向上事業により取得した施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2／3とする。	R9.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	204,863	200,405	1,223,309
附 15 条	16		指定会社等が外貨埠頭公社から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を10年度分、価格の1／2（旧公団からの承継資産は3／5）とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	3,476,950	0	0

(13) 都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7. 3. 31現在)	適用期限 (R7. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 15 条	17		鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1／4とする。	R9. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	19		公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1／2とする。	R8年度	課税標準 (固定資産の価格)	895, 717	949, 640	1, 007, 194
附 15 条	20		国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を10年度分、国際戦略港湾において取得されたものは価格の1／2、特定国際拠点港湾において取得されたものは価格の2／3とする。	R9. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	282, 754	270, 673	367, 521
附 15 条	24		鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2／3とする。	R9. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	549, 499	385, 566	239, 066
附 15 条	27		資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を10年度分、価格の2／3とする。	R9. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	4, 116	4, 116	4, 116
附 15 条	31		農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分（農地中間管理権の存続期間が15年以上のものは5年度分）、価格の1／2とする。	R8. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	65, 279	269, 681	217, 310
附 15 条	32		緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格に2／3を参酌して1／2以上5／6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	R9. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	30, 168, 714	10, 536, 701	10, 776, 758
附 15 条	33		福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が整備した特定公共施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1／3とする。 【令和7年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	34		特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 (1) 購買施設等 5年度分 価格の3／4 (2) その他の施設 5年度分 価格の2／3	R9. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0

(13) 都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R7.3.31現在)	適用期限 (R7.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和4年度	令和5年度	令和6年度
附 15 条	37		浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格に2／3を参酌して1／2以上5／6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	R8.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	38		一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、次のとおりとする。 (1) 大臣配分又は知事配分資産 1／2 (2) その他の資産 1／2を参酌して1／3以上2／3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R8.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	41,352	54,049	2,625,307
附 15 条	42		貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格に3／4を参酌して2／3以上5／6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	R10.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	45		バス事業者が取得したEVバスの充電設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1／3とする。	R10.3.31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条の 2	2		J R北海道又はJ R四国が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1／2とする。	R8年度	課税標準 (固定資産の価格)	31,768,382	32,272,639	36,472,051
附 15 条の 3			J R北海道、J R四国又はJ R貨物が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の3／5とする。	R8年度	課税標準 (固定資産の価格)	66,755,560	71,735,963	73,459,223
附 15 条の 11			バリアフリー改修が行われた主として実演芸術の公演の用に供する施設である劇場、音楽堂等に係る減額措置	2年度分、税額の1／3に相当する額（バリアフリー改修費用の1／60まで）を減額する。	R8.3.31	税額	0	0	0

※ 「市町村交付金及び都市計画税に関する調」を基に作成。

※ 適用期限については、例えば「R8.3.31」となっているものは、令和8年3月31日までに取得等された固定資産に対して特例措置の適用があり、「R8年度」となっているものは、対象となる固定資産の令和8年度分までの各年度分の都市計画税に関して特例措置の適用があるもの。

※ 適用総額については、改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。

(注) 修正報告を反映

2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税又は特別法人事業税）の状況

財務大臣による適用実態調査の結果に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額は、次のとおりである。

なお、租税特別措置の根拠条文や制度の概要については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を参照されたい。

(単位:千円)

措置名	令和4年度	令和5年度	令和6年度						備考
	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計	特別法人事業税	
中小企業者等の法人税率の特例	12,325,532	12,678,814	13,196,251	1,885,179		11,311,072	13,196,251		
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	1,771,835	1,899,819	1,899,858	271,408		1,628,450	1,899,858		
(1) 一般試験研究費の額に係る税額控除									(ア)
(2) 中小企業技術基盤強化税制	1,684,958	1,803,318	1,775,477	253,639		1,521,838	1,775,477		(イ)
(3) 特別試験研究費の額に係る税額控除	86,877	96,501	120,216	17,174		103,042	120,216		(イ)
(4) 調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の税額控除	0	0	4,165	595		3,570	4,165		(イ)
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	18,654,217	20,322,043	20,917,552	460,928	12,913,181	2,765,566	16,139,675	4,777,877	
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	1,325,747	1,531,396	1,673,918	239,131		1,434,787	1,673,918		
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	1,252	0	880	126		754	880		
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	7,283	23,083	8,328	1,190		7,138	8,328		
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	0	10,719	560	12	346	74	432	128	
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	5,861	6,615	21,216	3,031		18,185	21,216		

(単位:千円)

措置名	令和4年度	令和5年度	令和6年度						備考
	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計	特別法人事業税	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	1,641	12,416	542	12	334	72	418	124	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	3,659	22,279	13,711	1,959		11,752	13,711		
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	0	0	139	3	86	18	107	32	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	1,409	7,325	2,004	286		1,718	2,004		
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	17,998	10,348	12,715	1,816		10,899	12,715		
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除									(ア)
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	0	5,097	0	0	0	0	0	0	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除									(ア)
地域経済 ^{けん} 牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	2,497,673	1,607,405	1,831,516	42,297	1,096,809	253,784	1,392,890	438,626	
地域経済 ^{けん} 牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	132,910	78,625	143,572	20,510		123,062	143,572		(イ)
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却	30,376	150,922	28,425	626	17,548	3,758	21,932	6,493	

(単位:千円)

措置名	令和4年度	令和5年度	令和6年度						備考
	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計	特別法人事業税	
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	9,158	3,044	7,256	1,037		6,219	7,256		(イ)
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	791	573	2,213	316		1,897	2,213		(イ)
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除									(ア)
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	51,463,420	51,082,811	50,456,947	1,111,842	31,148,945	6,671,050	38,931,837	11,525,110	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	841,702	915,889	963,207	137,601		825,606	963,207		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	18,593,541	27,587,630	32,570,351	4,652,907		27,917,444	32,570,351		(イ)
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却	0	58	0	0	0	0	0	0	
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0		0	0		(イ)
事業適応設備を取得した場合等の特別償却	124,585	4,223	1,195	26	738	158	922	273	
(1) 情報技術事業適応設備を取得した場合の特別償却	4,036	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
(3) 生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却	120,549	4,223	1,195	26	738	158	922	273	

(単位:千円)

措置名	令和4年度	令和5年度	令和6年度						備考
	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計	特別法人事業税	
事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除	23,886 (注)	29,797 (注)	18,633	2,662		15,971	18,633		
(1) 情報技術事業適応設備を取得した場合の法人税額の特別控除	13,042 (注)	79 (注)	0	0		0	0		(イ)
(2) 事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の法人税額の特別控除	34 (注)	0 (注)	0	0		0	0		(イ)
(3) 生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除	10,810 (注)	29,718 (注)	18,633	2,662		15,971	18,633		(イ)
(4) 産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除									(ア)
特定船舶の特別償却	7,637,822	9,381,523	14,566,740	321,969	8,975,406	1,931,812	11,229,187	3,337,553	
被災代替資産等の特別償却	0	1,136	24,587	909	8,767	5,454	15,130	9,457	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	0	2,417	0	0	0	0	0	0	
特定事業継続力強化設備等の特別償却	3,970	1,478	4,702	104	2,902	622	3,628	1,074	
共同利用施設の特別償却	30	0	0	0	0	0	0	0	(ウ)
環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	0	4,174	3,580	79	2,210	473	2,762	818	
生産方式革新事業活動用資産等の特別償却			0	0	0	0	0	0	
沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却	67	10,005	4,591	101	2,834	607	3,542	1,049	

(単位:千円)

措置名	令和4年度	令和5年度	令和6年度						備考
	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計	特別法人事業税	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	84,307	135,011	138,456	3,703	74,070	22,226	99,999	38,457	
(1) 過疎地域等における産業振興機械等の割増償却	49,233	97,398	108,498	2,951	57,194	17,708	77,853	30,645	
(2) 半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	29,205	34,050	27,522	685	15,617	4,111	20,413	7,109	
(3) 離島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	4,461	3,458	2,436	67	1,259	407	1,733	703	
(4) 奄美群島における産業振興機械等の割増償却	1,408	105	0	0	0	0	0	0	
医療用機器等の特別償却	249,986	233,375	176,954	4,084	106,018	24,503	134,605	42,349	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	6,693	193	70	2	43	9	54	16	
輸出事業用資産の割増償却	0	0	149	3	92	20	115	34	
特定都市再生建築物の割増償却	173,490	162,907	216,635	8,265	72,774	49,591	130,630	86,005	
倉庫用建物等の割増償却	17,913	13,624	14,478	397	7,581	2,380	10,358	4,120	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	4,027,057	3,812,321	3,620,451	79,827	2,234,173	478,968	2,792,968	827,483	
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	315,185	539,747	1,224,151	26,975	755,714	161,848	944,537	279,614	

(単位:千円)

措置名	令和4年度	令和5年度	令和6年度						備考
	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計	特別法人事業税	
海外投資等損失準備金	558,542	242,499	11,973	1,710		10,263	11,973		(才)
中小企業事業再編投資損失準備金	1,270,248	1,185,718	2,096,950	46,207	1,294,525	277,244	1,617,976	478,974	
特定原子力施設炉心等除去準備金	0	561,691	685,754	26,163	230,364	156,978	413,505	272,249	
保険会社等の異常危険準備金	15,142,348	15,059,539	15,982,836	609,542	5,373,291	3,657,248	9,640,081	6,342,755	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	11,490,995	12,258,792	12,645,675	482,462	4,248,036	2,894,772	7,625,270	5,020,405	
関西国際空港用地整備準備金	797,336	770,222	739,842	28,227	248,533	169,360	446,120	293,722	
中部国際空港整備準備金	0	23,769 (注)	139,165	5,309	46,749	31,857	83,915	55,250	
特定船舶に係る特別修繕準備金	645,811	650,163	797,997	19,576	457,859	117,455	594,890	203,107	
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	2,626,515	2,534,425	2,750,984	98,733	1,032,796	592,399	1,723,928	1,027,056	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	200,503	385,235	351,515	12,551	133,103	75,306	220,960	130,555	
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	3,989,442	3,460,701	5,465,332	255,293	1,021,744	1,531,761	2,808,798	2,656,534	(工)
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例	250	441	863	19	533	114	666	197	

(単位:千円)

措置名	令和4年度	令和5年度	令和6年度						備考
	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計	特別法人事業税	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	15,617	12,387	2,892	110	971	662	1,743	1,149	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	9,013	7,067	1,279,286	48,738	430,968	292,427	772,133	507,153	
国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	427	209	0	0	0	0	0	0	
農業経営基盤強化準備金	2,542,475	2,621,500	4,065,272	89,580	2,509,643	537,481	3,136,704	928,568	
農用地等を取得した場合の課税の特例	1,783,757	1,979,388	2,343,952	51,650	1,447,009	309,900	1,808,559	535,393	
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	8,228,513	10,282,427	8,876,524	269,585	4,187,960	1,617,510	6,075,055	2,801,469	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	12,704,370	25,871,984	12,649,540	341,915	6,705,940	2,051,488	9,099,343	3,550,197	
収用換地等の場合の所得の特別控除	3,071,492	3,344,229	2,974,903	68,510	1,784,890	411,061	2,264,461	710,442	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	20,190	16,743	22,370	514	13,448	3,081	17,043	5,327	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	31,483	36,533	71,733	1,772	40,933	10,636	53,341	18,392	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	2,629	3,806	6,650	148	4,085	886	5,119	1,531	
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	43,671	43,712	31,427	730	18,752	4,378	23,860	7,567	

(単位:千円)

措置名	令和4年度	令和5年度	令和6年度						備考
	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計	特別法人事業税	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	42,955,754	45,900,998	48,080,210	1,341,886	24,750,547	8,051,318	34,143,751	13,936,459	
(1) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え	0	29,175	0	0	0	0	0	0	
(2) 既成市街地等及びこれに類する一定の区域 (人口集中地区)内における土地の計画的かつ 効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地 等の買換え	1,291,139	817,124	227,960	6,080	122,272	36,481	164,833	63,127	
(3) 所有期間が10年を超える国内にある土地等、 建物又は構築物から国内にある一定の土地 等、建物又は構築物への買換え	34,433,770	40,228,169	43,612,045	1,218,647	22,424,864	7,311,887	30,955,398	12,656,647	
(4) 日本船舶の買換え	479,884	388,858	922,140	26,919	454,050	161,512	642,481	279,659	
(5) 特別勘定の設定により課税の特例を受けた場 合のその特別勘定に係る買換え	4,117,325	3,707,497	3,318,065	90,240	1,749,361	541,438	2,381,039	937,026	
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税 の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合 の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
技術研究組合の所得の計算の特例	103,776	165,520	72,312	1,593	44,641	9,561	55,795	16,517	
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	29,755,227	31,282,096	32,191,956	724,995	19,600,369	4,349,970	24,675,334	7,516,622	
特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の 損金算入の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
認定特定非営利活動法人のみなし寄附金の損金算 入の特例	30,494	41,164	45,106	994	27,845	5,964	34,803	10,303	

(単位:千円)

措置名	令和4年度	令和5年度	令和6年度						備考
	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計	特別法人事業税	
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	1,079,745	763,344	773,463	20,472	417,634	122,829	560,935	212,528	
銀行等保有株式取得機構の欠損金の繰越期間の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入限度額の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例	802,160	539,261	675,163	24,813	243,331	148,876	417,020	258,143	
社会保険診療報酬の所得の計算の特例	8,407	6,681	6,109	873		5,236	6,109		(オ)
特定の医療法人の法人税率の特例	99,228	56,667	40,324	5,761		34,563	40,324		
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例	2,953,988	2,386,382	2,504,304	55,183	1,546,000	331,101	1,932,284	572,020	
転廃業助成金等に係る課税の特例	5,356	0	0	0	0	0	0	0	
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	23,272,192	25,337,870	25,918,807	571,133	16,000,641	3,426,796	19,998,570	5,920,237	
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	23,575,060	27,242,396	30,052,052	677,834	18,279,446	4,067,007	23,024,287	7,027,765	
保険会社の受取配当等の益金不算入の特例	2,535,726	2,833,042	9,329,223	351,966	3,203,192	2,111,795	5,666,953	3,662,270	
特定目的会社に係る課税の特例	70,488,951	104,805,825	124,226,364	2,737,384	76,689,544	16,424,305	95,851,233	28,375,131	(ウ)
投資法人に係る課税の特例	77,590,537	86,122,665	92,077,623	2,028,972	56,842,933	12,173,833	71,045,738	21,031,885	(ウ)

(単位:千円)

[illegible]

- ※1 税額控除の特例の影響額は次のとおりに算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税控除額×住民税率)
 - ※2 課税標準の特例(損金算入等)の影響額は次のとおりに算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税影響額×法人税率×住民税率) 事業税(国税影響額×事業税率)
 - ※3 特別法人事業税への影響額は次のとおりに算出した。：特別法人事業税(事業税影響額×特別法人事業税率)
 - ※4 原則として、資本金1億円以下の法人を非外形標準課税対象法人(以下「非外形」という。)、資本金1億円超の法人を外形標準課税対象法人(以下「外形」という。)とし、それぞれに影響額を算出している。
 - ※5 税率は、次のとおり。
 - ・住民税率：道府県民税(1.0%)
市町村民税(6.0%)
 - ・法人税率：23.2%
 - ・事業税率：非外形(7.0%)
 - ・事業税率：外形(2.2%【うち1.2%は単年度損益分】)
 - ・特別法人事業税率：非外形(37.0%)
 - ・特別法人事業税率：外形(260.0%)
 - ※6 林業等の事業税が非課税である事業等に係る影響額については、令和6年度課税状況調における総所得と各非課税所得等の割合を乗じて算出し、全体的影響額から控除した。
 - ※7 「／」は当該年度に制度がない又は制度上影響がないもの、「0」は影響額がない又は僅少であるものを表している。
 - ※8 各年度の影響額は、それぞれ次の期間に終了した事業年度又は連結事業年度において法人税関係特別措置の適用を受けたものとして区分している。
 - ・令和4年度:令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に終了した事業年度又は連結事業年度
 - ・令和5年度:令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に終了した事業年度
 - ・令和6年度:令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に終了した事業年度
 - ※9 「令和4年度・合計(特別法人事業税を含む額)」欄は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第213回国会提出)」に記載の「道府県民税」、「事業税」、「市町村民税」及び「特別法人事業税」を合計したものである。また、記載の額は単体法人・連結法人の合計である。
 - ※10 「令和5年度・合計(特別法人事業税を含む額)」欄は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第217回国会提出)」に記載の「道府県民税」、「事業税」、「市町村民税」及び「特別法人事業税」を合計したものである。
 - ※11 備考欄の記号は、次のとおり。
 - (ア) 地方税の計算において適用対象外
 - (イ) 中小企業者等にのみ適用
 - (ウ) 特別法人、特定目的会社及び投資法人等は外形標準課税の対象とならないため、全て非外形として計算
 - (エ) 単年度損益の計算において適用対象外
 - (オ) 事業税の所得計算において適用対象外
- (注)は再推計を反映